

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	平成30年3月2日（金） 午前9時30分～午前10時42分					
②	会 場	大洲市役所 2階大ホール					
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	尾山満則
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	沖田辰夫	16	宮浦 実
17	石岡猶一	18	中岡京子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	水本福泉	24	池浦萬里子
25	丸井幸造	26	山本多喜男	27	垣見正志	28	西内清信
29	大本昭裕	30	武知 明	31	城本豊子	32	中本祐市
33	坂 幹 幸	34	久保壽男	35	浅野誠司	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員						
⑤	遅刻委員						
⑥	事 務 局	木藤事務局長		是澤次長		沖田専門員（農地）	
		都築専門員（農政）		武田主査（農地）			
⑦	農 林 水 産 課	篠原課長		井上課長補佐		松田主事	
⑧	会 議 の 内 容	議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について					
		議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について					
		議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について					
		議案第20号 非農地証明について					
		議案第21号 下限面積（別段の面積）の変更について					
		議案第22号 農用地利用集積計画の決定について					
		議案第23号 農業振興地域整備計画の変更について					

事務局（局長）	只今から平成30年第3回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中19名、推進委員20名中20名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、18番 中岡京子委員並びに19番 池田雄一委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に事務局の武田主査を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案審議に入ります。</p>
議 長（会長）	議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 （専門員兼農政係）	<p>議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書1ページ及び2ページをご覧ください。</p> <p>1番、2番関連案件です。</p> <p>1番、徳森字土肥の土地、樹園地1筆・332㎡は売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も引き続き、柑橘類の栽培をいたします。</p> <p>2番 徳森字中山、外4筆の土地、田2筆・557㎡、樹園地2筆・212㎡は3年間の使用貸借権の設定になります。</p> <p>権利移転後は、栗の栽培を行うことになっています。</p> <p>いずれも、農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事しています。</p> <p>3番、平野町平地の土地、畑1筆・76㎡は、売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、栗の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人及び祖父が必要な期間従事いたします。</p> <p>4番、5番関連案件です。</p> <p>4番、新谷の土地、田1筆・943㎡は贈与による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も引き続き、水稻の栽培をいたします。</p> <p>5番 同じく新谷の土地、田1筆・979㎡は3年間の使用貸借権の設定になります。</p> <p>権利移転後も、水稻の栽培を行うことになっています。</p> <p>いずれも、農業は、譲受人夫婦が必要な期間従事いたします。</p> <p>6番、新谷の土地、田3筆・6,215㎡は親子間による贈与での所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も引き続き、水稻の栽培をいたします。</p> <p>農業は、譲受人夫婦及び両親が年間を通して従事しています。</p>

	<p>7番、豊茂の土地、田1筆・84㎡は売買による所有権の移転です。所有権移転後も引き続き、水稻の栽培をいたします。農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事しています。以上、7件のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。関連がありますので1番、2番続けてお願いします。</p>
6番	<p>1番、2番関連案件になりますので、併せて説明します。議案説明資料1ページ及び2ページをご覧ください。</p> <p>1番案件は売買による所有権移転となります。申請地は、平公民館の北北東約1kmにある譲受人宅の裏にある樹園地1筆になります。現在も柑橘類が植えられており良好に管理されています。</p> <p>2番案件は3年間の使用貸借権の設定です。申請地は、平公民館の北北東約1kmにある田2筆と同じく平公民館の北約900mにある樹園地2筆で、田については、現在管理耕作の状態ですが、樹園地と合わせて栗を植栽されていく予定です。譲受人夫婦は、年間を通して農業に従事しており、今後の管理についても問題はないと思われます。</p> <p>調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことをご報告します。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>続きまして、3番。</p>
7番	<p>3番案件について、ご説明いたします。議案説明資料3ページをご覧ください。</p> <p>当案件は、譲受人が自己所有の農地に隣接する申請地を売買により取得しようとするものです。申請地は、平野公民館の西に約1.2kmにある畑1筆になります。第1回定例総会において許可されました案件に隣接する農地ではありますが、その申請時に記載が漏れていたということでありました。現在は普通畑ですが、今後栗を植えられるとのこと。譲受人は祖父と一緒に年間を通して必要な期間、農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。</p> <p>その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>続きまして、4番から6番。</p>
19番	<p>4番から6番については、私の担当でありますので、併せて説明させていただきます。議案説明資料4ページから6ページを参照してください。</p>

	<p>まず、4番と5番は関連案件です。</p> <p>ともに申請地は新谷公民館から西に約1kmの水田が広がる場所になります。</p> <p>4番案件は亡くなった兄が所有していた農地をその妻が相続し、それを贈与にて所有権移転するものです。</p> <p>5番案件は4番案件で取得する農地に近い場所にあり、合わせて耕作するために3年間の使用貸借権を設定いたします。</p> <p>いずれの農地も田として良好に管理されています。</p> <p>譲受人は、現在の職場を退職の予定であり、今後は必要な期間、農業に従事する予定になっており問題はないと思われます。</p> <p>6番案件は、親から子への贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地は、同じく新谷公民館の西約800mにある田になりますが、現在も良好に管理されています。</p> <p>譲受人は家族で年間を通して農業に従事しており、耕作管理に問題は生じておりません。</p> <p>その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われます。</p> <p>以上、3件のご審議をよろしく願ひいたします。</p>
議 長 (会長)	続きまして、7番。
29番	<p>7番案件について、ご説明いたします。2月21日に現地調査を行いました。議案書2ページ、議案説明資料の7ページを参考にしてください。</p> <p>当案件は、譲受人が自己所有の農地に隣接する申請地を売買により取得しようとするものです。</p> <p>申請地は、豊茂公民館の南西に約1.5kmにある田1筆になりますが、現在も良好に耕作されております。</p> <p>譲受人は会社員ではありますが、夫婦で年間を通して農業に従事しており、これまで耕作管理について問題は生じておりません。</p> <p>その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われます。</p> <p>ご審議の程よろしく願ひいたします。</p>
議 長 (会長)	只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。
委 員	(質疑なし)
議 長 (会長)	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。
委 員	(異議なし) 堤防買収
議 長 (会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定をい

事務局
(主査農地係)

たしました。

次に、議案第18号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

失礼いたします。

議案第18号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ並びに別紙議案説明資料の8ページから13ページを併せてご覧ください。

1番、徳森の土地1筆です。

現在、申請人が居住している住宅及び敷地の通路部分が狭く不便であるため、当申請地を利用して自己住宅の増築、露天駐車場、物干場、庭、通路を設置するものです。

申請地は、大洲市内の中心部から西南西に約4.5kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

なお、昭和50年頃に、本申請地を造成し、また、既存住宅の増築も行われており、このことにつきましては、是正を目的とした追認案件でありましたので、始末書を提出いただき、県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料8ページをご確認いただけたらと思います。

以上、1件です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

6番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の8ページから13ページをお開きください。場所につきましては、説明資料の10ページを見ていただきますと、良く分かると思います。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、資力及び信用につきましては、自己資金で行いますし、転用面積の妥当性につきましても、問題ないと思われまます。

また、先程、事務局から説明がありましたように、すでに敷地拡張をされており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされております。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地に一部隣接する農地がありますが、北側に位置する農地は、先程の第3条申請により、申請人が取得しようとする農地でありますし、また、東側の農地につきましては、農地所有者からの同意を得ておりますので、問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可は止むを得ないものであると考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長(会長)

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はござい

	ませんか。
委員	(質疑なし)
議長 (会長)	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。
委員	(異議なし)
議長 (会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定をいたしました。 次に、議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 (次長)	失礼いたします。 議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。 差し替えのご案内をさせていただきます。差し替えとして、4ページから7ページまでの議案書をお配りしていますので、よろしくお願いいたします。 議案書4ページから6ページ並びに別紙議案説明資料の14ページから72ページまでを併せてご覧ください。 1番、柚木の土地、188㎡の案件は、現在賃貸住宅に居住しているが、子供2人も成長し手狭で不便なことから、新たに自己住宅を建築するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。 農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種住居地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。 2番、西大洲の土地、367㎡の案件は、当社は、県内において調剤薬局店のチェーン展開をしているが、大洲病院近隣にて地域医療に貢献したいことから、新たに薬局店舗を開設するため、申請地を賃貸借しようとするものでございます。 農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。 3番、西大洲の土地、713㎡の案件は、当社は、市内において調剤薬局店のチェーン展開をしているが、大洲病院近隣にて地域医療に貢献したいことから、新たに薬局店舗を開設するため、申請地を賃貸借しようとするものでございます。 農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。 4番、阿蔵の土地、79㎡の案件は、申請地の隣接地に居住を予定しているが、駐車スペースがないこと及び通路が狭く車の進入が困難なことから、露天駐車場及び通路として利用するため、申請地を使用貸借しようとするものでございます。

農地区分は、おおむね300m以内にJR西大洲駅が存する農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

5番、東若宮の土地、633㎡の案件は、大洲市において不動産業を営んでいるが、住宅地として需要が見込めることから、宅地として造成し販売するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（準工業地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

6番、徳森の土地、292㎡の案件は、現在妻の両親と同居しているが、子供3人も成長し手狭で不便であることから、新たに自己住宅を建築するため、申請地を義父より使用貸借しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

7番、徳森の土地、166.12㎡の案件は、現在交番勤務が4年となっているが、家族が増え附属住宅では手狭であること、また本拠地として永住を考えていることから、新たに自己住宅を建築するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

8番、菅田町菅田の土地、7筆、1,973㎡の案件は、当法人は森林に関する各種業務を営んでおり、事業用車両・林業機械及び通勤者用の駐車場2か所を借地しているが、事業用車両・林業機械の駐車場は幾分距離があり不便であること、また事業の集約化のため事業所周辺で大型車の進入に便利な道路に面し、一元管理の可能な露天駐車場を新たに設置するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

9番、菅田町菅田の土地、4筆、1,539㎡の案件は、現在、事務所・事業用車両・従業員駐車場を借地しているが、資材・残材置場は実家の一部を利用しているため、距離が離れており何かと不便であることから、新たに事業用車両・従業員駐車場及び資材・残材置場を設置するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、おおむね300m以内に自動車専用道路の出入口が存する農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

10番、菅田町菅田の土地、69㎡の案件は、現在、賃貸アパートに入居しているが、将来子供が生まれると手狭となること、申請地近くに住む祖父の農業の手伝いができることから、新たに自己住宅を建築するため、申請地を祖父から使用貸借しようとするものでございます。

農地区分は、おおむね300m以内に自動車専用道路の出入口が存する農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

11番、菅田町菅田の土地、2筆、689㎡の案件は、現在、資材置場を借地しているが、収納容量を超え危険であることから、新たに資材置場を設置するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、おおむね300m以内に自動車専用道路の出入口が存する農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

12番、長浜町上老松の土地、43㎡の案件は、当社は、最近の社会情勢から自然再生エネルギーを利用した発電施設を運営することとしているが、狭い里道しかなく進入が困難であることから、進入路を確保するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、おおむね300m以内にJR伊予出石駅が存する農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

以上、12件でございます。

ご審議の程お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番から4番。

1番

それでは、肱南地区の4件についてご報告いたします。

まず、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の14ページから18ページを参考にしてください。

申請地は、15ページの位置図のとおり、市役所の南東約550mの柚木地区に位置する農地です。

まず、立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第妻および金融機関からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、17ページの地番地目図のとおり宅地や市道に囲まれた農地であることから、特に問題ないものと思われま。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。ご審議の程よろしくお願いいたします。

続きまして、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の19ページから23ページを参考にしてください。

申請地は、21ページの位置図のとおり、市立大洲病院の西側に隣接する農地です。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、22ページの地番地目図のとおり、南側に農地がありますが、影等の影響も少なく、特に問題はないものと思われます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

続きまして、3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の24ページから28ページを参考にしてください。

申請地は、25・26ページの位置図のとおり、市立大洲病院の西側に隣接する、2番案件のすぐ南に位置する農地です。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、27ページの地番地目図のとおり、西側に農地がありますが、賃貸人の農地であり、特に問題はないものと思われます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

続きまして、4番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の29ページから33ページを参考にしてください。

申請地は、31ページの位置図のとおり、JR西大洲駅の北東、約330mに位置する農地です。

まず、立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、南側などに農地がありますが、転用目的が露天駐車場や通路であることから、現況とほとんど変わらないものですので、特に問題はないものと思われます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

以上4件でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続きまして、5番。

2番

それでは、5番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の34ページから38ページを参考にしてください。

申請地は、35・36ページの位置図のとおり、市立図書館の西、約100mに位置する農地です。

まず、立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第金融機関からの融資にて着工したいとのことであり、また転用目的が宅地分譲とのことで土地の造成のみとなりますが、都市計画法規定の用途地域内での事業であることから、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、周辺には37ページの地番地目図や写真のように農地がありますが、周辺農地の同意は得ら

れているとのことから、特に問題はないものと思われま

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続きまして、6番、7番。

6番

それでは、6番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の39ページから42ページを参考にしてください。

申請地は、41ページの位置図のとおり、徳森保育所の北、約50mに位置する農地です。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第金融機関からの融資にて着工するとのことですので、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、南北及び東側に農地がありますが、南側農地には高低差により影響はほとんどないこと、他の農地は申請人の所有であることから、特に問題は生じないものと思われま

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

続きまして、7番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の43ページから47ページを参考にしてください。

申請地は、45ページの位置図のとおり、平小学校の東、約500mに位置する農地です。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び金融機関からの融資にて着工するとのことですので、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、46ページの地番地目図や写真のように周辺に農地はございませんので、問題は生じないものと思われま

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続きまして、8番から12番。

11番

それでは、8番から12番までの4案件についてご報告いたします。

まず、8番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の48ページから53ページを参考にしてください。

申請地は、50・51ページの位置図のとおり、肱東中学校の南、約70mに位置する農地です。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、国道からの進入路の許可申請も行っているとのことであり、また許可があり次第自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、52ページの地番地

目図のとおり北側に農地がありますが、転用目的が露天駐車場であることから、特に問題はないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

続きまして、9番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の54ページから58ページを参考にしてください。

申請地は、56ページの位置図のとおり、大洲道路の出入口から北西に、約100mに位置する農地です。

まず、立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、出入口となる床板の工事の許可も得られており、また許可があり次第自己資金及び金融機関からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、北側や西側に農地がありますが、転用目的は露天駐車場及び資材置場等であることから、影の影響もほとんどなく、また、周辺農地の同意は得られているとのことですので、特に問題はないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。ご審議の程よろしくお願

いいたします。次に、10番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の59ページから63ページを参考にしてください。

申請地は、61ページの位置図のとおり、大洲道路の出入口の北、約50mに位置する農地です。

まず、立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び金融機関からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、東側や西側に農地がありますが、周辺には土留を設け土砂の流出を防ぐとのことであり、また周辺農地の同意は得られているとのことですので、特に問題はないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

続きまして、11番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の64ページから67ページを参考にしてください。

申請地は、66ページの位置図のとおり、大洲道路の出入口の北、約100m、先程の9番案件の西側に隣接する農地です。

まず、立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、本件譲受人は、昨年11月に申請地の南側隣接地に露天駐車場・資材置場の申請をし、許可後、碎石の投入等を行うなど順次工事を進められておられるようですが、許可地だけでは、資材置場が不足していることから、隣接地である本申請地の取得につき交渉を進められ、このたび協議が整ったことから改めて申請に至ったとのこと、許可があり次第金融機関からの融資を受け許可となっている隣接地と一緒に工事を進めたいとの意向ですので、問題ないものと思われま

<p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、北側、および東側には道路と水路を挟んで農地がありますが、転用目的は資材置場等であることから、影の影響もほとんどなく、また、周辺農地の同意は得られているとのことですので、特に問題はないものと思われま</p> <p>よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>以上、4件でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>	<p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、北側、および東側には道路と水路を挟んで農地がありますが、転用目的は資材置場等であることから、影の影響もほとんどなく、また、周辺農地の同意は得られているとのことですので、特に問題はないものと思われま</p> <p>よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>以上、4件でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>28番</p>	<p>続きまして、12番。</p> <p>12番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の68ページから72ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、70ページの位置図のとおり、JR伊予出石駅の北東、約100mに位置する農地です。</p> <p>まず、立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、71ページの地番地目図のとおり北側・南側に農地がありますが、転用目的が太陽光発電施設への進入路であることから、特に問題はないものと思われま</p> <p>よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第20号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局（次長）</p>	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第20号「非農地証明について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書7ページ並びに別紙議案説明資料の73ページから80ページまでを併せてご覧ください。</p> <p>1番、阿蔵の土地、3筆、2,151㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。</p> <p>申し出によりますと、昭和62年9月頃、学校用地の一部とするべく</p>

取得し、進入道路等の整備を行ったが、その後管理を行わないまま放置したため、現況原野の状態となっており、農地への復旧が著しく困難な状態であるとのこととございます。

2番、徳森の土地、628㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地は、勤めに出て耕作管理ができなかったため、昭和50年頃に桧を植林し、農地への復旧が著しく困難な状態となったとのこととございます。

以上2件、4筆、2,779㎡でございます。

ご審議の程お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の73ページから80ページを参考にしてください。

申請地は、74ページの位置図のように、JR伊予大洲駅から西に約1kmのところに位置する農地です。

申請によりますと申請地は、昭和62年9月頃、学校用地の一部とすべく取得し、進入道路等の整備を行ったが、その後管理を行わないまま放置したため自然潰廃し現況原野の状態となっているとの申し出です。

申請地は、現地調査では写真のように一部に復元が可能と思われるところもありましたが、周囲を含めた全体的な樹木等の生育状況から、少なくとも20年以上耕作放棄しているものと推察することができました。

なお、農地への復旧には、現場の状況から開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、農地への復旧は著しく困難と認められ、また、一部は農地への復元が可能かもしれませんが、仮に復旧できたとしても、窪んだ地形や周囲の樹木の影響により十分な日照が得られないと考えられ、営農は非常に困難であると思われます。

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続きまして、2番。

6番

それでは、2番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の77ページから80ページを参考にしてください。

申請地は、79ページの位置図のように平小学校から北東に320m程のところに位置する農地です。

申請によりますと、昭和50年頃は勤めに出ており、人手がなく耕作管理ができないため桧を植林し、現在では農地への復旧が著しく困難な状態となったとの申し出です。

申請者の申立、近隣住民の証言、現地調査による状況から、申請地は、写真のとおり、植林後少なくとも20年以上経過しているものと推察することができ、また、農地への復旧には、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められます。

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。ご審議

の程よろしくお願いいたします。

議長（会長） 只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

17番 1番案件についてお尋ねいたします。学校用地の一部とするべく取得したとありますが、営農目的として取得したものを20年以上放置していたというようなことのようにですが、このようなことでいいのでしょうか。

事務局（次長） 営農目的により購入したものではなく、公共買収したものでございます。本来でしたら、工事の完了時点で地目変更登記をするべきものでございますが、それがなされていなかったということでございまして、その時点で、農地から雑種地等に地目変更登記がなされているべきだったのだらうと思います。現状、農地のままとなっていることから、農地から原野に登記をしたいという申し出がありましたのでお諮りをしているということでございます。

議長（会長） 今の説明で、何かご質疑はございませんか。

委員 （質疑なし）

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、これらの証明願いの土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議はございませんか。

委員 （異議なし）

議長（会長） ご異議ないものと認め、これらの証明願いの土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。
次に、議案第21号「下限面積（別段の面積）の変更について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係） 議案第21号「下限面積（別段の面積）の変更について」をご説明します。
議案書8ページをご覧ください。
当議案では、平成29年3月15日に定めた『下限面積（別段の面積）の設定について』の中にある『空き家に附属した農地に限定した設定について』は、農業委員会が指定した農地に限るとあるため、今回、指定追加としてご協議願うものです。
スクリーンに位置図を映しますので、ご覧ください。
1番 菅田町宇津の土地、畑3筆・計1,455㎡です。
宇津公民館の南に位置する場所になります。摘要にも記載しておりますが、元々申請人が居住していた住居でしたが、別の場所に新築移転したため、利用することがなくなったため、『大洲市空き家バンク制度』に登録しておりました。
農地につきましては住宅の北側と道路を挟んだ南側ありますが、これも利用していなかったため遊休化しておりました。
2番 上須戒の土地、畑7筆・計1,775㎡です。
上須戒公民館の西約500mの場所に住居があります。市外に居住す

る申請人が、母のために新築されましたが、同時期にその母が施設に入所することになり、そのまま利用されることがなくなったため、『大洲市空き家バンク制度』に登録されたものです。

農地はほとんどが住宅付近に隣接する場所ではありますが、これも利用していなかったため遊休化しておりました。

なお、今回の総会でご承認いただけましたら、次回以降の総会で『農地法第3条の規定による許可申請』が提出される予定になっております。

以上2件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員 (質疑なし)

議 長（会長） 特に、ご質疑もないようですので、今説明しましたように地番指定することに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長（会長） ご異議ないものと認め、今回申し出があった農地について地番指定することに決定いたしました。

次に、議案第22号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

本件につきましては、●● ●●委員、▲▲ ▲▲委員、■ ■ ■ ■委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、●●委員、▲▲委員、■ ■ ■ ■委員の退席を求めます。事務局の説明を求めます。

事務局 (専門員兼農政係) 議案第22号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の9ページをご覧ください。

1番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、賃借権を2年間設定しようとするものです。

2番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、賃借権を2年間設定しようとするものです。

3番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

4番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、賃借権を4年間設定しようとするものです。

5番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため賃借権を10年間設定しようとするものです。

10ページです。

6番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

7番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を1年間設定しようとするものです。

11ページです。

8番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

9番から11番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

12ページです。

12番 新たに農地を借り受けて、果樹を栽培するため賃借権を5年間設定しようとするものです。

13番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため賃借権を6年間設定しようとするものです。

14番及び15番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、賃借権を2年間設定しようとするものです。

13ページです。

16番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

17番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

18番 新たに農地を借り受けて大豆を栽培するため賃借権を10年間設定しようとするものです。

19番及び20番、引き続き野菜を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

14ページです。

21番から23番、新たに農地を借り受けて、水稻、麦、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

24番 引き続き、野菜を栽培するため、使用貸借権を3年間設定しようとするものです。

15ページです。

25番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、使用貸借権を10年間設定しようとするものです。

以上、利用権設定・件筆数、25件・36筆、合計61,186㎡。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、●●委員、▲▲委員、■ ■委員の入場を許可します。

次に、議案第23号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第23号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明申し上げます。

議案書16ページ並びに別紙議案説明資料の81ページから85ページまでを併せてご覧ください。今回は、農用地区域からの除外1件で

ございます。

1番、柴の土地、2筆、257㎡の案件は、申請人は長浜で借家住まいをしているが、子供の成長に伴い手狭となったことから、新たに自己住宅を建築するため、除外の申出があったものでございます。

申出地は、他の農地への影響は少ないものと考えられることから、計画変更（除外）するものでございます。

除外後の農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

以上、1件、2筆、257㎡でございます。

ご審議の程お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

30番

それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の81ページから85ページを参考にしてください。

申請地は、83ページの位置図のように、JR伊予白滝駅から西に、630m程のところに位置する農地です。

まず、農地転用の立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、問題ないと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第金融機関からの融資により着工したいとのことですので、問題ないと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、申請地の周辺には農地がありますが、同意を得られているとのことから、問題ないものと思われます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外は止むを得ないものと考えます。以上、現地調査の報告といたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、原案のとおり農用地区域から除外することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることに決定いたしました。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。
